

無料でご覧になれます！

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成26年度の土地・家屋にかかる固定資産税は、平成26年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による土地の地目や家屋の構造、面積および土地・家屋の評価額などが記載されています。

この機会にご自分の固定資産が適正な評価であるかどうか確認してください。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課

対象者 土地・家屋の固定資産税納税義務者

持ち物 本人を確認できるもの（運転免許証など）

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461



## 扇原 久栄氏に消防庁長官表彰

扇原久栄氏（大字三沢）が消防庁長官功労章を受章されました。扇原氏は、昭和43年に皆野町消防団員を拝命し、以来、数多くの功績を残され、平成6年に分団長、平成13年に副団長、平成16年に団長に就任されました。

また、埼玉県消防協会秩父支部役員としてもご活躍され、平成20年には副支部長、平成21年には支部長に就任されました。常に率先して予防消防の徹底、消防施設の拡充、消防団の改善発展に尽力されました。また、火災発生時には的確な指揮能力を発揮され、火災被害の軽減のみならず、団員の安全確保にも努めてこられました。46年間の長きにわたるこれらの功績が認められ、このたびの受章となりました。

# 子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金

## 平成26年4月1日からスタート！

少子化および人口減少を抑制し定住人口の増加を図るため、町に定住する「子育て世帯」「新婚世帯」「転入者」が、新たに住宅を取得する場合に補助金を交付します。

### ■対象世帯（者）

子育て世帯	中学生以下の子を扶養している世帯
新婚世帯	夫婦のいずれか一方が40歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯
転入者	3年以上皆野町外に居住し、平成26年4月1日以降に転入した方

### ■対象住宅

新築住宅	平成26年4月1日以降に完成するもの ただし、立て替えと見なされる場合は対象外となります（完成日は、登記における新築年月日）
中古住宅	平成26年4月1日以降に売買契約が成立したもの

### ■補助金額

基本補助金	新築住宅の場合…50万円 中古住宅の場合…25万円 ただし、取得価格が補助金額に満たない場合はその額
加算補助金	①子育て世帯、新婚世帯の場合30万円加算 ②町内建築業者（建設工事等入札参加資格者名簿登載業者または小規模契約希望者登録業者）により建築された新築住宅の場合20万円加算 ③子育て世帯の場合、子ども1人につき10万円加算

### ■補助金の交付条件

- ①皆野町に住民登録があり、住宅取得後、継続して5年以上居住すること。
- ②補助対象者および同一世帯者全員に、町税などの滞納がないこと。

### ■申請手続き 次の書類を総務課へ提出してください。

認定申請書・戸籍謄本・世帯全員の住民票の写し・戸籍の附票・町税納税証明書または非課税証明書（中学生以下を除き世帯全員分）・住宅取得に要する経費を明らかにできる書類（工事請負契約書または売買契約書等の写し）・現況写真・位置図、各階平面図および立面図・誓約書

### ■事業期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

問合せ 総務課企画政策防災担当

☎62-1231